

令和6年2月和水町議会第1回臨時会会議録

令和6年2月7日和水町議会第1回臨時会を議場に招集された。

1. 令和6年2月7日午後2時00分招集
2. 令和6年2月7日午後2時00分開会
3. 令和6年2月7日午後2時21分閉会
4. 会議の区別 臨時会
5. 会議の場所 和水町議会議場
6. 本日の応招議員は次のとおりである。(11名)

1番 亀崎清貴	2番 千々岩 繁	3番 木原泰代
4番 荒木宏太	5番 白木 淳	6番 齊木幸男
8番 竹下周三	9番 秋丸要一	10番 笹渕賢吾
11番 坂本敏彦	12番 高木洋一郎	

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(なし)
8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。
9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。
10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	有働和明	書記	鴨川奈々
------	------	----	------

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	石原佳幸	教育長	米田加奈美
総務課長	石原康司	まちづくり課長	坂口圭介
福祉課長	前田洋子	住民環境課長	中原寿郎
町立病院事務長	高木浩昭		

12. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	議案第1号 和水町手数料条例の一部改正について
日程第4	議案第2号 令和5年度和水町一般会計補正予算(第7号)
日程第5	議案第3号 令和5年度和水町病院事業会計補正予算(第4号)

開会 午後2時00分

○議長(高木洋一郎君) 起立願います。おはようございます。

(おはようございます)

御着席ください。

ただいまから、令和6年第1回和水町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高木洋一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、5番、白木淳君、6番、齋木幸男君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（高木洋一郎君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 異議なしと認めます。

したがって会期は本日1日間と決定しました。

日程第3 議案第1号 和水町手数料条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第3、議案第1号「和水町手数料条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民環境課長 中原君

○住民環境課長（中原寿郎君） ただいま議題となりました、議案第1号「和水町手数料条例の一部改正について」、御説明を申し上げます。

和水町手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月7日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

まず、提案理由を申し上げます。

議案書の最後のページをお願いします。

戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和5年政令第347号）の施行に伴い、これに準拠するため条例を改正する必要があります。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

次に改正内容を御説明します。

新旧対照表を御覧ください。

別表の改正となります。

このたびの戸籍法の改正では、戸籍証明書、除籍証明書等の広域交付を行うこととされ、本籍

地以外の全国の市区町村窓口で交付請求が可能となります。

新旧対照表の左側の改正後を御覧いただくと、1 ページ、見出しの行以下 1 つ目の項では戸籍証明書、2 ページ中段 3 つ目の項では除籍証明書の広域交付について定めるため、これまでの規定を改正します。手数料の金額は、ともに本籍地窓口でのこれまでの手数料と同額となります。

また、1 ページ後段 2 つ目の項及び 2 ページ後段 4 つ目の項を新たに追加します。

これは、戸籍法の改正によりまして、戸籍（除籍）電子証明書を取得するための識別符号の発行を請求できるようになります。この手数料を新たに規定するもので、手数料を徴収する場合、戸籍電子証明書が 4 0 0 円、除籍電子証明書が 7 0 0 円となります。

最後に、3 ページの 5 つ目の項及び 6 つ目の項では、各種戸籍関係の届書の内容証明、閲覧の手数料を規定します。

戸籍法の改正では、届書等情報が電子化されますので、電子化された情報の証明及び閲覧についての規定を追加しています。証明書の交付、閲覧ともに 3 5 0 円となります。

改正内容の説明は以上です。

最後に、議案書の附則に規定します施行日については、提案理由で申しました法律及び政令の施行日に合わせまして令和 6 年 3 月 1 日とします。

以上で、議案第 1 号、「和水町手数料条例の一部改正について」提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願いします。

○議長（高木洋一郎君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1 番 亀崎君

○1 番（亀崎清貴君） ただいまの和水町手数料条例の一部改正についてちょっと質問のほうさせていただければと思います。

今回、改正するに当たって、戸籍法に基づく改正ということで手数料のほうは 3 月 1 日から改正されるということですけど、この戸籍謄本の広域交付、非常にいい取組かなと思うんですね。本町にいらなくても、例えば、東京、大阪そういった都市部におられる方が取れるということは非常にいい取組なのかなと思うんですけど、実際のところいつから始まるのか、分かれば教えていただければと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

住民環境課長 中原君

○住民環境課長（中原寿郎君） ただいまの亀崎議員の御質問にお答えします。

戸籍謄本等の広域交付のいつからできるのかということなんですけども、これは附則に書いておりますように令和 6 年 3 月 1 日から、実際にできるものでございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

1 番 亀崎君

○1 番（亀崎清貴君） すみません、そうしますと今、謄本関係のデータが和水町のほうにある

かと思うんですけど、それを法務省の戸籍情報連携システムのほうに上げて、そこで管理されるということですよ。今もう2月中旬になってますけど、残り2週間、3週間程度で、その辺のシステム構築を全国の自治体とかが行っていくような形になるんですか、ちょっと教えていただければと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

住民環境課長 中原君

○住民環境課長（中原寿郎君） ただいまの亀崎議員の御質問にお答えします。

自治体が持ってます戸籍の情報システムがございますけども、その自治体が持っている戸籍情報というのは、既に法務省の戸籍情報連携システムに集約が済んでおります。今、テスト、もう既に始まっておりまして、実際準備はできてるような状況でございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第1号「和水町手数料条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第2号 令和5年度 和水町一般会計補正予算（第7号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第4、議案第2号「令和5年度和水町一般会計補正予算（第7号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） 議案第2号「令和5年度和水町一般会計補正予算（第7号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

議案書表紙の裏面を御覧ください。

令和5年度和水町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,095万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億5,399万1,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算

の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

令和6年2月7日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

まず、歳出の主なものについて御説明いたします。

6ページを御覧ください。

一般管理費の職員手当等及び旅費に、能登半島地震人的支援に伴う費用として総額86万7,000円を追加します。熊本県の応急対策派遣職員制度の第8陣の一員としまして、3月5日から13日までの9日間、職員2名を石川県輪島市に派遣するための費用となります。活動内容は、住家の被害認定調査、罹災証明書発行業務等になります。

6目企画費、報償費（返礼品代）に1,042万7,000円、役務費の通信運搬費（送料）に843万円、手数料に1,337万1,000円追加します。これは、ふるさと納税の定期便や先行予約分の過年度分の収入分の支払い分を追加しているものです。

追加分につきましては、24節のふるさと応援寄附金基金積立金を3,042万1,000円減額しまして調整しております。

続きまして、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費に5,008万3,000円を追加します。これは、地方創生臨時交付金を活用しまして、低所得者支援給付金事業として住民税均等割のみ課税世帯1世帯当たり10万円を350世帯、住民税非課税世帯、また均等割のみ世帯の子ども加算として、子ども1人当たり5万円を250人それぞれ見込みまして追加しています。

以上で、歳出についての説明を終わります。

5ページを御覧ください。

歳入について御説明いたします。

今回の補正予算のうち、低所得者支援給付金事業につきましては、全額が国庫交付金事業となりますので、15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、1節の社会福祉費補助金の低所得者支援給付金に対する地方創生臨時交付金を5,008万3,000円追加しています。

また、総務費国庫補助金の地方創生臨時交付金の595万円の減額につきましては、12月の補正予算で計上しました住民税非課税世帯への1世帯7万円の給付事業の一部が一般財源となりましたので、減額しております。この分と合わせまして、一般財源で賄う能登半島地震の人的支援に伴う費用分に対しまして前年度繰越金で調整し681万7,000円を追加しております。

以上で、議案第2号「令和5年度和水町一般会計補正予算（第7号）」の提案理由についての説明を終わります。

御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高木洋一郎君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番 亀崎君

○1番（亀崎清貴君） 1番、亀崎でございます。令和5年度和水町一般会計補正予算について御質問させていただきます。

まず1点目、4ページですけれども、職員派遣ということで86万7,000円のほうが計上されてお

られます。まず職員の派遣について何名を想定されてらっしゃるのか、お願いします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） 今回の派遣につきましては2名を想定しております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

1 番 亀崎君

○1 番（亀崎清貴君） いまだ震災から復旧・復興途上で生活も非常に苦しんでいらっしゃる方が多数おられる状況でございます。本町から2名、職員が派遣されるということで、派遣される職員の方々は御自身の安全確保も十分図りながら業務に当たっていただければと思います。

また併せて、派遣元となる担当職員の課ですね、そこのほうにも、やはり1週間程度行かれるのであれば、業務上の負担がのしかかってくると思います。派遣された職員そして残って業務に当たられる職員、そこのケアとそれから負担軽減に努められますよう、町長、よろしくお願いいたします。

いかがですか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） ただいまの御質問にお答えいたします。

派遣する職員、残る職員ともに和水町全体としてこの事業を支えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

1 番 亀崎君

○1 番（亀崎清貴君） それから、6ページのふるさと納税についてですが、今回、予算不足ということで3,900万円ほど予算が上げられてらっしゃいます。その予算不足に至った原因と今後の再発防止対策について、教えていただければと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり課長 坂口君

○まちづくり課長（坂口圭介君） 御質問にお答えしたいと思います。

予算不足の原因といたしましては、先行予約や定期便の過年度分収入に対する支払計画の見通しの甘さ、並びに予算執行状況の確認不足が1番の原因だと思っております。

このような出来事がないように、これから予算執行状況等を把握しながら管理指導していきたいと思っております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶものの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶものの多数)

○議長(高木洋一郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第2号「令和5年度和水町一般会計補正予算(第7号)」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高木洋一郎君) 起立多数です。

したがって議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第3号 令和5年度和水町病院事業会計補正予算(第4号)

○議長(高木洋一郎君) 日程第5、議案第3号「令和5年度和水町病院事業会計補正予算(第4号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町立病院事務部長 高木君

○町立病院事務部長(高木浩昭君) ただいま議題となりました議案第3号「令和5年度和水町病院事業会計補正予算(第4号)」について、提案理由の説明を行います。

表紙の裏面を御覧ください。

令和5年度和水町病院事業会計補正予算(第4号)、総則、第1条、令和5年度和水町病院事業会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

資本的収入及び支出の補正、第2条、予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4,257万9,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4,259万1,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款資本的収入、既決予定額1億3,223万4,000円、補正予定額130万円、計1億3,353万4,000円。

第2項企業債、既決予定額4,450万円、補正予定額130万円、計4,580万円。

支出、第1款資本的支出、既決予定額1億7,481万3,000円、補正予定額131万2,000円、計1億7,612万5,000円。

第1項建設改良費、既決予定額1億2,264万4,000円、補正予定額131万2,000円、計1億2,395万6,000円。

企業債の補正、第3条、予算第5条表、限度額欄中「4,450万円」を「4,580万円」に改める。

令和6年2月7日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

補正の内容につきましては、補正予算の実施計画、資本的収入及び支出により説明させていただきます。

3ページをお開き下さい。

支出から説明します。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、2 目施設費は131万2,000円増額補正し1,819万8,000円とします。これは、4 階病棟空調改修工事の費用が資材の高騰等により工事費が増額となったためです。

収入を説明します。

2 ページをお開きください。

1 款資本的収入、2 項企業債、1 目企業債を130万円補正し4,580万円とします。これは、4 階病棟空調改修工事費の増額分です。

以上で、議案第3号「令和5年度和水町病院事業会計補正予算（第4号）」についての提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第3号「令和5年度和水町病院事業会計補正予算（第4号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって議案第3号は、原案のとおり可決されました。

○議長（高木洋一郎君） 以上で、本日の日程は全部、終了しました。

本日の会議を閉じます。

令和6年第1回和水町議会臨時会を閉会します。

御起立願います。

（お疲れさまでした。）

閉会 午後2時21分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

和 水 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員